

営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧

◎：特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格等

○：一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る国家資格等

(※) 特定建設業の営業専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格等を有する者は、一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る。

資格区分	建設業の種類																	
	土建	大工	左官	石工	屋電	管	タ	鋼筋	舗	し板	力	塗	防	内機	絶通	園	井具	水消清
(検定職種)																		
建築大工		○																
型枠施工		○	○															
左官			○															
とび・とび工				○														○ ※3
コンクリート圧送施工				○														
ウェルポイント施工				○														
冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管									○									
給排水衛生設備配管									○									
配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工									○									
建築板金「ダクト板金作業」							○	○			○							
タイル張り・タイル張り工									○									
築炉・築炉工・れんが積み										○								
ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						○		○										
石工・石材施工・石積み						○												
鉄工(選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」)・製罐										○								
鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)										○								
工場板金												○						
板金(選択科目「建築板金作業」)・建築板金(選択科目「内外装板金作業」)・板金工(選択科目「建築板金作業」)							○				○							
板金・板金工・打出し板金											○							
かわらぶき・スレート施工							○											
ガラス施工													○					
塗装・木工塗装・木工塗装工													○					
建築塗装・建築塗装工													○					
金属塗装・金属塗装工													○					
噴霧塗装													○					
路面標示施工													○					
曇製作・曇工														○				
内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工													○					
熱絶縁施工															○			
建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工																○		
造園																○		
防水施工														○				
さく井																	○	

職業
(技能検定)
能力開発定進法

* 等級区分
が2級の場合
は、合格後3
年以上の実
務経験を要
する。
ただし、平
成16年4月
1日時点で合
格していた
者は実務経
験1年以上。

備考

- ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。
 - (注1) 解体工事業の欄に記載の注記（※印）については以下のとおり。
 - ※1：経過措置として、平成28年6月1日時点において現にとび・土工工事業の技術者に該当する場合は、平成33年3月末までの間に限り、解体工事業の技術者とみなされます。
 - ※2：技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していくことが必要です。
上記いずれかの要件を満たさない場合は経過措置に該当し、※1と同様の取扱いとなります（2級建築施工管理技士（建築）については、平成28年6月1日時点において現にとび・土工工事業に係る有資格者ではないため、経過措置の適用はありません）。
【登録解体工事講習とは・解体工事に必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいいます。】
 - ※3：2級合格者のうち、平成28年6月1日時点において現に有するとび工事に関する所定の実務経験をもって解体工事業の技術者となる場合は経過措置該当となり、※1と同様の取扱いとなります。
 - (注2) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事検査が該当します。
 - (注3) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当します。
 - (注4) 建築士法第2条第5項に規定する建設設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。
 - (注5) 建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。
 - (注6) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工士試験が該当します。
 - (注7) 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されてることで確認を行います。